

平成29年度支部大会 基調講演

## 「適格消費者団体の認定を受けて」

日 時：平成29年6月11日(日) 13時10分から14時40分まで(12時30分受付開始)  
会 場：仙台市市民活動サポートセンター 6階 セミナーホール

消費者が、事業者から不当な勧誘を受けたり、紛らわしい表示や条項を信じて契約した場合、その契約は消費者関連法で契約取消しができたとしても、表示や契約条項は変わらず、新たな被害が発生する恐れがあります。

そこで、直接の被害者ではない消費者団体が、消費者全体の被害防止のため、不当な行為の差し止めができる「消費者団体訴訟制度」が平成19年にスタートし、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体が事業者に対し差し止め請求を行うことができるようになりました。

今年度の基調講演は、平成29年4月25日に東北初の適格消費者団体に認定された「消費者市民ネットとうほく」理事長の吉岡和弘氏をお招きし、消費者被害の未然防止や救済・消費者の利益を守る活動に加え、適格消費者団体認定後の取り組みについてご講演いただきます。

行政や企業の相談窓口担当の方々など、多くの皆様にご参加いただきたく、公開セミナーといたしました。皆様のご参加をお待ちしております。

### 記

#### ◆講 師：吉岡 和弘氏

- ・ 特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく(内閣総理大臣認定：適格消費者団体) 理事長
- ・ 弁護士 (仙台弁護士会)

◆参加費：無料

◆申込み：先着30名

(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東北支部あて

- ① 6/11 基調講演参加申し込み
- ② 氏名(所属-任意)
- ③ アドレスを記入の上 下記メールアドレス

touhoku-soumu@nacs.or.jp へ。または裏面住所に郵送で申し込みください。

◆締切り：6月8日到着分まで

主催：(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東北支部

共催：(一財)産業人材研修センター

後援：特定非営利活動法人 消費者市民ネットとうほく(内閣総理大臣認定：適格消費者団体)

## NACS東北支部

公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会【Nippon Association of Consumer Specialists/通称NACS】は、「消費生活アドバイザー」「消費生活コンサルタント」「消費生活相談員」の資格を有する会員で構成する消費生活に関するわが国最大の専門家団体です。東北支部は、東北6県に在住する会員で構成されています。

当協会は、経済産業省の許可を得て1988年（昭和63年）に発足し「消費者トラブルの解決」「消費者啓発」「消費者と行政・企業・消費者団体等との連携」を3本の柱とした活動をしております。

全国約3500名の会員はもとより、広く消費者の皆さまのご協力とご支援をいただき、消費者の利益と企業活動の調和を図りながら東北地域の健全な消費社会をリードしていきます。

### <会場地図>

#### 「仙台市市民活動サポートセンター」

仙台市青葉区一番町4-1-3 地下鉄広瀬通駅下車 西5番出口（徒歩3分）



NIPPON ASSOCIATION OF  
CONSUMER SPECIALISTS

TOUHOKU

■■■■ ————— ■■■■  
(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会東北支部  
〒980-0811 仙台市青葉区一番町4-1-3  
仙台市市民活動サポートセンター レターケース32番  
E-mail : [touhoku-soumu@nacs.or.jp](mailto:touhoku-soumu@nacs.or.jp)  
URL : <http://www.nacs.or.jp/touhoku/index.html>

■■■■ ————— ■■■■